

## 第8号議案

春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

国の機関における行政実務研修へ職員を派遣するに当たり、当該職員の経済的負担の軽減等を図るため、地域手当及び単身赴任手当に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第12条に次の1項を加える。

- 2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第14条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

- 第14条の2 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。